

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に
乗りながら通話する行為、画面を注視する行為
が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復
して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や
同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備
されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。